

【資料4】

平成16年度大学評価における水準に関する評定および勧告、助言（案）作成のための判断基準

主要点検・評価項目 大学・学部	平成16年度判断基準
1 大学・学部等の理念・目的・教育目標	(1)学問分野や専攻領域の特性に基づいて、教育目標および人材育成の目標を具体的に明示している。 (2)理念・目的・教育目標等を教職員、学生、受験生を含む社会一般の人々に対して公的な刊行物やホームページ等によって周知している。
2 教育研究組織	
3 教育研究の内容・方法と条件整備 (1) 教育研究の内容等	(1)教育目標に従い、専門教育、教養教育、外国語、情報教育に関わる授業科目等のカリキュラムカリキュラムがバランスよく配置されている。 (2)教養教育を通じて、総合的な視野から物事を見ることのできる能力、自主的、総合的、批判的に物事を思考し、的確に判断できる能力等を育成するとともに、豊かな人間性を涵養し高い倫理観をもった人材を育成するよう配慮している。 (3)コンピュータ基礎・ゼミなど、学士課程教育への円滑な移行に必要な導入教育を行っている。
(2) 教育方法とその改善	(1)入学時の合宿オリエンテーションの実施やオフィスアワーの制度化などにより、履修指導を適切に行っている。 (2)1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位未満で設定している。 (3)すべての授業について、統一した項目を用いて授業評価が実施されており、その結果が教員にフィードバックされるとともに、学生に公表されるなど、授業評価が制度として組織的に行われている。 (4)シラバスが同一書式で作成され、有効に活用されている。
(3) 国内外における教育研究交流	
(4) 通信制大学等	
4 学生の受け入れ	(1)入試委員会等により入試問題の検討を行うなど、学生の受け入れのあり方を恒常的かつ系統的に検証する体制を整備している。 (2)合格判定基準の公表や、入試得点等の入学試験の成績や合否理由の本人開示など、説明責任の遂行に配慮されている。 (3)学部における収容定員に対する在籍学生数比率が1.00である。 (4)学部における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.00である。 (5)編入学定員に対する在籍学生数比率が1.00である
5 教育研究のための人的体制	(1)文部科学省令大学設置基準で定める必要専任教員数を上回っている。 (2)教養教育担当教員を含め、各学部における専任教員1人当たりの学生数が、人文・社会系では60名以内、自然系、芸術学・体育学・家政学系では40名以内、医学・歯学については10名以内である。ただし、人文・社会系であっても、心理学や社会福祉学など実験・実習が重視される学部、あるいは卒業論文を必修として課している学部においては40名以内とする。 (3)専任教員の年齢構成のバランスが取れている。 (4)実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を補助し、学生の学修活動を支援するための人的支援体制が確立されている。 (5)教員の任免、昇格の基準と手続が明文化されている。
6 施設・設備等	(1)校地及び校舎面積が、大学設置基準を上回っている。 (2)施設のバリアフリー化に向けた取り組みがなされている。
7 図書館及び図書等の資料、学術情報	(1)図書館を地域に開放している。 (2)国立情報学研究所のNACSIS-IRや他の図書館とのネットワークが整備されている。 (3)図書館閲覧席座席数が全学収容定員の10%を超えている。 (4)最終授業終了後も図書館で学生が学習することができる。
8 社会貢献	

9 学生生活への配慮	(1)授業料減免制度や大学独自の奨学金制度、家計急変者を対象とする学費減免や奨学金支給など、学生の経済状態を安定させるための配慮がされている。 (2)ハラスメント防止に関する規程が整備され、ハラスメント問題に対応する委員会・相談窓口を設置し、学生に対する広報を行っている。 (3)学生の就職指導やキャリア形成支援に組織的・体系的に取り組んでいる。
10 管理運営	(1)管理運営が明文化された規定に従って適切、公正に行われている。
11 財政	* 大学財政評価分科会で策定したものを準用する。
12 事務組織	
13 自己点検・評価	(1)自己点検・評価の結果を広く社会に公表している。

主要点検・評価項目	平成16年度判断基準
大学院	
1 大学院研究科の理念・目的・教育目標	(1)学問分野や専攻領域の特性に基づいて、教育目標および人材育成の目標を具体的に明示している。
2 教育・研究指導の内容・方法と条件整備 (1) 教育・研究指導の内容等	(1)土日コースの設置、土日開講、夜間開講など、大学院における社会人受け入れに対応するための特別な配慮がなされている。 (2)修士・博士課程の教育への円滑な移行を図るために必要な導入教育を実施している。
(2) 教育・研究指導方法の改善	(1)入学時のオリエンテーションの実施やオフィスアワーの制度化などにより、履修指導を適切に行っている。 (2)論文作成過程での主査・副査からなる指導委員会の設置、研究中間発表会の実施、学位取得にあたって審査制度がある雑誌(英文誌を含む)への投稿指導など、必要に応じた適切な教育・研究指導を行っている。 (3)学生による授業評価、研修会の開催等、ファカルティ・ディベロップメントに関わる各種の組織的な取り組みを行っている。
(3) 国内外における教育・研究交流	
(4) 学位授与・課程修了の認定	(1)学位授与基準や研究指導體制が明示されている。
(5) 通信制大学院	
3 学生の受け入れ	(1)修士課程については、研究科ごとの収容定員に対する在籍学生数比率が1.00である。 (2)博士課程については、研究科ごとの収容定員に対する在籍学生数比率が国・公立の場合1.00、私立の場合0.70以上1.00以下である。
4 教育・研究のための人的体制	(1)教員の任免、昇格の基準と手続が明文化されている。
5 研究活動と研究体制の整備 (1) 研究活動	
(2) 研究体制の整備	(1)国外での学会発表等への旅費補助やサバティカル・リープ制度など、教員の研究活動に必要な研修機会が保障されている。
6 施設・設備及び情報インフラ	(1)施設・設備及び機器・備品を維持・管理するための責任体制を確立し、衛生・安全を確保するためのシステムを整備している。
7 社会貢献	
8 学生生活への配慮	(1)大学独自の資金で奨学金制度やポストク制度を導入するなど、学生の経済状態を安定させるための配慮がされている。 (2)ハラスメント防止に関する規程が整備され、ハラスメント問題に対応する委員会・相談窓口を設置し、学生に対する広報を行っている。
9 管理運営	(1)管理運営が明文化された規定に従って適切、公正に行われている。
10 事務組織	
11 自己点検・評価	(1)自己点検・評価の結果を広く社会に公表している。

平成16年度大学財政評価における水準に関する評価および勧告、助言(案)作成のための判断基準

主要点検・評価項目	水準評定項目	平成16年度判断基準(=評定「3」)	評定	指摘レベル	適用条件
大学・学部					
11 財政	財務 監査	(1)監事および公認会計士(監査法人)を中心とした監査の方法・プロセス・体制等は適切かつ客観的であると認められる。	4	長所	・判断基準に加えて、これらの機能を高めるための方策が認められる。
			2	助言	・監事監査および公認会計士(監査法人)を中心とした監査の方法・プロセス・体制等には、適切性や客観性などの点において問題がある。
			1	勧告	・監事監査および公認会計士(監査法人)を中心とした監査の方法・プロセス・体制等には、適切性や客観性などの点において重要な問題があり早急な改善が求められる。
		(2)監事による監査報告書の整備がなされ、私立学校法第37条第4項に定める学校法人の財産および理事の業務執行の状況が適切に示されている。	4	長所	・判断基準に加えて、学校法人の財産および理事の業務執行の状況に対する監事の詳細な意見陳述、監事の理事会への出席状況等を示すなど、監査報告書の記載内容を補填し、監査報告の客観性・明確性を高める工夫がなされている。
			2	勧告	・監査報告書に不備がある(監事による報告書が、「監事認証書」「承認書」「会計監査報告書」となっている場合を含む)。 ・記載内容が、学校法人の財産および理事の業務執行の状況のうちいずれか一方に限られている。
			1		・監査報告書が未整備である。

財政公開	(3)資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表を適切な方法によって教職員・学生・父母をはじめとした関係者に広く公開している。	4	長所	<ul style="list-style-type: none"> ・判断基準に加えて、財務三表への解説の添付やインターネットによる公開を行うなど、アカウントビリティを履行するうえでの積極的な公開に工夫・配慮がなされている。 ・財務三表への解説の添付とインターネットによる公開を同時に実施している場合は、表現を強調して長所として指摘する。
		2	助言	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員のみ限定して財務三表や解説を添付した財政公開を行っている。 ・学生・父母をはじめとした関係者への財政公開を、財務三表のうち二表に限っている。 ・ホームページによる財政公開を、財務三表のうち一表または二表に限っている。
			勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員への財政公開を、財務三表のうち一表または二表に限っている。 ・学生・父母をはじめとした関係者への財政公開を、財務三表のうち一表に限っている。
		1	勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・財政公開を行っていない（請求があった場合のみに開示する場合を含む）。 ・表現を強調して勧告事項として指摘する。
財務状況	(4)私立大学の財務状況としては、総合的に判断して概ね良好であると認められる。	4	長所	<ul style="list-style-type: none"> ・私立大学の財務状況としては、総合的に判断してきわめて良好であると認められる。
		2	助言	<ul style="list-style-type: none"> ・私立大学の財務状況としては、総合的に判断して改善が望まれる状況にある。
		1	勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・私立大学の財務状況としては、総合的に判断して早急に改善すべき状況にある。
	(5)帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合が50%未満である。	4	長所	<ul style="list-style-type: none"> ・帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合が50%未満であってもそれだけでは長所として指摘しない。
		2	助言	<ul style="list-style-type: none"> ・帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合が50%を超える程度にある。
	1	勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合が100%を超える程度にある。 	

	財務関係比率	(6)財務関係比率における重要項目の比率は私立大学の平均的レベルに達している。 (重要項目および当該項目の比率のあり方については、別途検討予定)	4	長所	財務関係比率における重要項目の比率は私立大学の平均的レベルを大きく上回っている。
			2	助言	財務関係比率における重要項目の比率は私立大学の平均的レベルを下回っている。
			1	勧告	財務関係比率における重要項目の比率は私立大学の平均的レベルを大きく下回っている。

< 判断基準を適用する際の留意点 >

財政公開に関する評価法について

- ・ 財政公開状況の確認にあたっては、各大学から調書として提出された「大学基礎データ（表48：財政公開状況について - 私立大学のみ -）」を評価資料として使用し、添付資料として提出された実際の公開資料（学内報、HP等）もあわせて確認する。

財務状況 / 財務関係比率に関する評価法について

- ・ 財務状況の把握にあたっては、まず、消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率を、各大学の学部構成等を勘案したうえで各関係比率の系統別全国平均値と比較する。また、全関係比率から当該大学全体の財務状況の把握・評価を行う際には、特に以下の項目の過去5年間の趨勢について十分に留意し『関係比率』としての評定を付す。（「平均値比較一覧」および大学基礎データ表46 - 1・2、表47を参照）
但し、以下の項目以外の関係比率であっても特に重要な問題を含んでいる場合はその点も勘案する。

< 消費収支計算書関係比率 > 太線枠は特に重視

人件費比率・ 教育研究経費比率・ 消費支出比率

人件費依存率・ 消費収支比率（・ 学生生徒等納付金比率）

< 貸借対照表関係比率 > 太線枠は特に重視

自己資金構成比率・ 流動比率・ 総負債比率

消費収支差額構成比率・ 負債比率・ 退職給与引当預金率・ 基本金比率

- ・ 両関係比率を用いて系統別平均値との比較による評価のほか、「帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額」や「要積立額に対する金融資産の充足率」を参考に、財務状況の総合的に判断し『財務状況』としての評定を付す。また、その際、財務三表（各関係比率）やその他の財務計算書類より把握した財務状況の経年推移と共に、志願者数・入学者数等（大学基礎データ表13・14等を参照）の経年推移をも考慮して『財務状況』に関する評価を行う。

財務監査に関する評価法について

- ・ 財務監査状況の把握にあたっては、監査報告書の作成・整備状況や記載内容等、私立学校法第37条第4項に定める監事職務の遂行状況についても勘案して確認・評価を行う。